

毎週火、金曜日発行(但休日)に当るときは翌日(昭和四年四月十五日)第三種郵便物認可

鳥取県公報

目 次

- ◇規則 鳥取県行政組織規程の一部改正
- ◇訓令 鳥取県職員勤務評定規程の一部改正
- ◇公安規則 警察官派出所及び警察官駐在所の名称、位置及び受持区域に関する規則の一部改正

規 則

鳥取県行政組織規程の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十五年十月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第四十四号

鳥取県行政組織規程の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規程(昭和二十八年四月鳥取県規則第

二十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二節 課、局、係及び室(第六条―第十四条)」を「第二節 課、局、所、係及び室(第六条―第十四条)」に、「第五節 事務処理の例外及び課、局員の事務分担(第十八条―第二十条)」を「第五節 事務処理の例外及び課、局、所員の事務分担(第十八条―第二十条)」に改める。

第三条第一号中「課及び局、」を「課、局及び所、」に改める。

第二章中「第二節 課、局、係及び室」を「第二節 課、局、所、係及び室」に改める。

第六条第二項中「課及び局」を「課、局及び所」に改め、

「 観 光 課 庶務係、 施設係」	を
「 観 光 課 庶務係、 観光係、 施設係」	に
「 県庁舎建設 管理事務所 庶務係、 工務係」	に

改める。

第十三条(見出しを含む。)中「土木部各課」を「土木部各課、所」に、「土木部の各課」を「土木部の各課、所」に改め、観光課の分掌事務の次に次のように加える。

県庁舎建設管理事務所

- 一 県庁舎建設工事の施行管理に關すること
 - 二 県庁舎建設に係る調度品の初度調弁に關すること
- 第十四条中「課長又は局長」を「課長、局長又は所長」に改める。

第十六条中「部、課、局、係及び室」を「部、課、局、所、係及び室」に、「局長」を「局長、所長」に改める。

第十七条中第二号を次のように改める。

- 二 課長、局長及び所長 上司の命を受け、課務、局務又は所務を掌理する。

第二章中「第五節 事務処理の例外及び課、局員の事務分担」を「第五節 事務処理の例外及び課、局、所員の事務分担」に改める。

第二十条(見出しを含む。)中「課員及び局員」を「課員、局員及び所員」に、「課長又は局長が」を「課長、局長又は所長が」に改める。

附 則

この規則は、昭和三十五年十月一日から施行する。

訓 令

鳥取県訓令第十一号

本庁内部部局の長
甲類附属機関の長
地方機関の長

鳥取県職員勤務評定規程(昭和三十年八月鳥取県訓令第二十一号)の一部を次のように改正する。

昭和三十五年十月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

第六条中「県税事務所長及び中央病院長」を「県税事務所長、保健所長、中央病院長及び土木出張所長」に改める。

別表中

保健所	課長	主	課長	所	課長
土木出張所	課長	主	課長	所	課長

保健所	課長	主	課長	所	課長
土木出張所	課長	主	課長	所	課長

奨徳学校	院長	主	院長	校	主
皆成学園	院長	主	院長	校	主
積善学園	院長	主	院長	校	主
保育専門学院	院長	主	院長	校	主

奨徳学校	院長	主	院長	校	主
皆成学園	院長	主	院長	校	主
積善学園	院長	主	院長	校	主
保育専門学院	院長	主	院長	校	主

改める。

勤務評定実施要領を次のように改める。

一 鳥取県職員勤務評定規程に定める勤務評定の手續は、この要領による。

二 評定者は、厳正な態度を堅持し、公正にして良心的な評定を行なうため、特に次の諸点に留意しなければならない。

- 1 縁故関係若しくは友人関係又は好ききらい、同情若しくは偏見によつて判断を左右されないこと。
- 2 他人又は評定を受ける職員の思惑によつて影響されないこと。

3 評定期間以外の時期における職員の行跡又は従前の評定結果によつて判断を左右されないこと。

4 職員の勤務年数の長短を考慮しないこと。

5 執務関連のない当該職員の性格、能力、学識、経験、身体条件等を考慮しないこと。

6 ある評定要素についてすぐれている職員は、すべての評定要素についてすぐれているように誤られやすく、又同様にある評定要素について劣っている職員は、すべての評定要素について劣っているように誤られやすいが、このような誤りにおちいらないこと。

と。

三 勤務評定は、勤務評定票別表第一(役付職員)別表第二(役付職員以外の吏員)及び別表第三(吏員以外の職員)の区分により行なう。

四 勤務評定は、次の要領によつて記入する。

- 1 評定要素についての評定は、a・b・c・d及びeの五記号をもつて行なう。各記号の表わす意味は、次のとおりとする。
- a 職員の勤務実績が職務遂行の基準に比してすぐれている。
- b 職員の勤務実績が職務遂行の基準に比してややすぐれている。
- c 職員の勤務実績が職務遂行の基準にほぼ合致する。
- d 職員の勤務実績が職務遂行の基準に比してやや劣つている。
- e 職員の勤務実績が職務遂行の基準に比して劣つている。

右の職務遂行の基準とは、各評定要素について評定要素表(別表第四)に示す着眼点に基づき、各評定者が一般的、標準的に職員に期待する職務遂行上の要求度をいう。

- 2 第一次評定者は1によつて評定を行ない、a・b・c・d・eの記号をもつて青インクで記入する。
- 3 第二次評定者は、第一次評定者が提出した評定票に第一次評定者と意見を異にする評定があれば赤インクで記入する。
- 4 調整者は、第一次、第二次評定者が提出した評定票に評定者と意見を異にする評定があれば括弧書で赤インクで記入する。
- 5 総合評定は、各評定要素の評定を基にし次の基準によりA、B、C、D、Eの記号を記入する。
 - A 評定要素にd、eがなく、aが6以上の場合
 - B 評定要素にd、eがなく、a+bが6以上の場合
 - C 所属被評定者数の十分の一以内
 - D 評定要素にd、eがなく、a+bが6以上の場合
 - E 所属被評定者数の十分の三からAの数を引いた数以内

- C 評定要素にeがなく、bがあつても2以下の場合
- D 評定要素にd+eが6以内で、eが2以下の場合
- E 評定要素その他の場合

五 「適性」欄その他については、次の要領により記入する。

- 1 「適性」欄における「現在の仕事に適しているか」については、該当欄に○印を附し、「本人に適すると思われる仕事」については、例えば県税事務に適すると認める場合は「税関係」のように簡単に記入する。
- 2 「性格」欄には、当該欄にその長所及び短所として列挙している評語のいずれかに該当するものがある場合は、それぞれの評語に附されている番号を記入する。
- 3 「特技、資格」欄には、例えば珠算一級、小型自動車運転免許、書道二級などのようにその特技、資格を簡単に記入する。

- 4 「家庭の状況」欄のうち「父母」について両親とも健在な場合は○印、片方だけの場合は父又は母、「配偶者」については有る場合は○印、「子」「その他の親族」については人員数、「配偶者の職業」については、官公庁、会社等に勤務する場合は勤務先の名称、事業を営んでいる場合は農業、飲食店等の事業名をそれぞれ記入し、別居の親族については括弧書とする。
- 5 「本人の希望欄」については、配置換等特に本人が執務に関連して希望している事項を簡単に記入する。
- 6 「個人別特記事項」欄については、賞罰、金銭、風紀その他評定者の意見を簡単に記入する。
- 7 勤務評定票は、評定審査者の確認を経て人事課長が保管し公開しない。

六 勤務評定票の記入を終つたときは、最終評定者は勤務評定結果報告書(別表第五)を附して評定審査者に提出するものとする。

七 勤務評定票は、評定審査者の確認を経て人事課長が保管し公開しない。

附 則

この訓令は、昭和三十五年十月一日から適用する。

00278

別表第四 評定要素表

適用区分	順位	評定要素	着 眼 点
役付職員	1	責任感	自己または部下の行為に対する責任感は強かつたか。
	2	統 卒	自己の監督の下にある者をよく統卒したか。
	3	企 画 力	与えられた目的を達成するために、その手続方法、組織などを効果的に計画したか。
	4	判 断 力	正しい判断をすみやかに下したか。
	5	指 導 力	部下職員の指導に誤りがなかつたか。
	6	交 渉	折衝に際して、その目的を相手方に了承させたか。
	7	信 頼 性	仕事にあやまりはないか。
	8	積 極 性	仕事を積極的に遂行したか。
	9	協 調 性	仕事の上で他の職員と協調的であつたか。
	10	規 律	上司の命令や定められた規則によく従つたか。
役付以外の吏員	1	責任感	
	2	信 頼 性	
	3	知識と技術	仕事に必要な知識、技術をもつていたか。
	4	積 極 性	
	5	勤 勉 さ	仕事にうむことなく努力したか。
	6	企 画 力	
	7	判 断 力	
	8	規 律	
	9	研 究 心	常に研究的であつたか。
	10	協 調 性	
吏員以外の職員	1	責任感	
	2	信 頼 性	
	3	知識と技術	
	4	積 極 性	
	5	勤 勉 さ	
	6	仕事の速さ	仕事を行なう速度は速かつたか。
	7	理 解	仕事に必要な事項を正しく早く理解したか。
	8	規 律	
	9	研 究 心	
	10	整理整とん	書類や物品などの整理整とんはよかつたか。

各職員に共通する評定要素の着眼点は同一とする。

別表第三 (従員以外の職員)		勤 務 評 定 票		枚数 枚中の 枚		
<input type="checkbox"/> 定期評定	<input type="checkbox"/> 特別評定	評定日付	昭和 年 月 日	評定期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
		部署 (所) 係名				
職名 職内 職名 氏名	職名 職内 職名 氏名	評定要素	1	責任感	1	責任感
			2	信頼性	2	知識と技術
			3	知識と技術	3	積極性
			4	積極性	4	勤勉さ
			5	勤勉さ	5	仕事の速さ
			6	仕事の速さ	6	理解
			7	理解	7	規律
			8	規律	8	研究心
			9	研究心	9	整理整とん
			10	整理整とん	10	調整者氏名印
			11	総合評定	調整者氏名印	評定審査者確認印
			12	現在の仕事に 適しているか 適否	性 格	健 康
			13	本人との 本意と思わ れる仕事	①明 朗 ①陰 気 ②冷 静 ②感 情 ③意志強固 ③意志薄弱 ④規 則 ④不 親 切	特 技
			14	資格	家庭の状況	本人希望欄
			15	家庭の状況	配偶者の職業 その他の親族 子 偶 者 父 配 偶 者 母 勤 時 間 自 借 宅	個人別 記 項

別表第五

勤務評定結果報告書

定期評定 (評定期間 昭和 年 月 日から 昭和 年 月 日まで)

特別評定

課長 ④

区分	役付職員	役付以外の 吏員	吏員以外の 職員	計
職員数				
評定を行なったもの				
評定を行なわなかったもの				

職名	氏名	評定しなかった理由

特記事項

公安委員会規則

警察官派出所及び警察官駐在所の名称、位置及び受持区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十五年十月一日

鳥取県公安委員会委員長 堀安成 文

鳥取県公安委員会規則第七号

警察官派出所及び警察官駐在所の名称、位置及び受持区域に関する規則

警察官派出所及び警察官駐在所の名称、位置及び受持区域に関する規則(昭和二十九年七月鳥取県公安委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

別表の鳥取県岩井警察署の項中

を

小羽尾	大字大羽尾、小羽尾、陸上、田河内
東浜	大字大羽尾、小羽尾、陸上、田河内

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。